



2013年8月22日

報道関係者各位

東急リバブル株式会社

働く女性の仕事と育児の両立支援

事業所内休日保育所「リバブルキッズルーム」の開設

および「休日保育支援手当」の新設について

東急リバブル株式会社（代表取締役社長：中島美博、本社：東京都渋谷区）は、働く女性の仕事と育児の両立支援策として、休日保育支援制度を創設いたしました。その一環として、事業所内休日保育所「リバブルキッズルーム」（以下、キッズルーム）を9月22日に開設するとともに、「休日保育支援手当」を新設し、10月1日より運用を開始いたします。

総合不動産流通業を展開する当社では、リテール営業部門を中心に水曜公休型勤務体制としており、土日・祝日が出勤となる社員は全社員の約80%を占めております。一方で、保育所・学童保育の大半が日曜・祝日の保育を実施していないため、休日保育場所の確保や保育費用の負担増などが、仕事と育児の両立を困難にする要因となっております。

「キッズルーム」および「休日保育支援手当」は、こうした課題を解決するための休日保育支援策として導入するもので、大手不動産流通会社では初の先進的な取り組みとなります。

「キッズルーム」は、当社の事業所が入居するビル内に、日曜・祝日の保育施設として開設いたします。また、「キッズルーム」の利用が困難な社員に対しては、子ども一人あたりの休日保育（日曜日および祝日の保育）にかかる月額費用の50%を「休日保育支援手当」として支給いたします。（ただし、子どもの年齢に応じた上限額を設定）

当社はこれまでも、育児休業期間・育児短時間勤務の延長や産休・育休取得者への面談制度の策定等、女性の活躍推進に向けて積極的に取り組んでまいりました。また、産休・育休を取得した後に職場復帰し、キャリアアップを目指す意欲の高い女性社員も増えております。

今後も当社では、社会および社員のニーズに応じた人事政策を推進するとともに、社員一人ひとりが最大限に能力を発揮し、活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。

事業所内休日保育所「リバブルキッズルーム」の概要

所在地	神奈川県横浜市青葉区美しが丘2 - 15 - 8 東急美しが丘二丁目ビル4階 (同ビルには、当社「たまプラーザセンター」および「たまプラーザ賃貸センター」が入居)
利用可能者	正社員のうち以下の条件を満たす者 ・ 土日・祝日勤務部署に所属 ・ 配偶者が就労(原則配偶者非扶養) または、父子家庭・母子家庭
保育対象者	0歳児(生後6ヶ月目)～小学校3年生
保育日	日曜・祝日
保育時間	8時30分～19時 20時までの延長可
業務委託先	株式会社one & only(ベビーシッター派遣・保育所運営全般を委託)
開設(予定)	2013年9月22日(日)

「休日保育支援手当」の概要

支給対象者	0歳児～小学校3年生の同居の子どもを扶養している正社員のうち、以下の条件を満たす者 ・ 土日・祝日勤務部署に所属 ・ 配偶者が就労(原則配偶者非扶養) または、父子家庭・母子家庭 ・ 月曜日～土曜日に利用している保育施設が休日保育を実施しておらず、別施設(ベビーシッター)にて休日保育を行う必要がある
支給額	子ども一人あたりの休日保育にかかる月額費用の50%までを支給 子どもの年齢に応じた上限額を設定
運用開始(予定)	2013年10月1日(火)

以上

本件に関するお問い合わせ
東急リバブル株式会社
経営管理本部 経営企画部 広報課
櫻井・山下
TEL : 03-3463-3607